

令和7年度からの健康長寿センターの会議室等使用料について

使用料の改定に至った経緯

今後の物価上昇等社会情勢の変動による施設の維持管理経費の増大に対応するとともに、適正な使用料により受益者負担の適正化を図ることを目的として、本市の市有施設(公民館、スポーツ施設等)は使用料等の改定を行うこととなりました。

このことに基づき、今までは無料となっていた健康長寿センターの会議室等の使用料を、**令和7年4月1日の利用分から有料化**します。

使用料の改定方針

健康長寿センター会議室等の利用は、住民生活における基礎的サービス等として位置づけ、施設に係る費用から受益者負担(サービスを受ける特定の方に、使用料などを負担していただくこと)の割合を低い基準で見込み、**一般料金として一室一時間あたり50円**の使用料とすることとしました。

一方で、上記に当てはまらない利用(より公共性が高い利用(減免)、より高い受益者負担割合を求めることが妥当な利用(割増料金))は別途料金区分を設けます。

POINT

市内の自主学習団体(サークル)の利用は、**一般料金(50円)**となります。

施設使用料の考え方

NO.	考え方	主な利用者	料金区分	料金単価 (1室1時間あたり)
①	住民生活の基礎的サービスとしての利用	●市内の自主学習団体(サークル)の利用 ●市民の個人利用 等	一般料金	50円
②	①の中で、より公共性の高い利用	●自治会の利用 ●市、県、国の利用 等	減免	無料
③	①②以外の利用	●営利目的の利用 ●市民以外の利用 等	割増料金	200円

- 使用料は、申請の際に金額を確認し、**使用当日に受付窓口でお支払いください。**(現金のみ)
※会議室の申請方法については、資料②「令和7年度からの健康長寿センターの会議室等利用方法について」を御確認ください。
- 1時間未満の利用の場合は、1時間分の料金が必要となります。
例)サークル活動で、1時間30分使う ➔ 2時間×50円 = **100円**の使用料が必要となります。

使用料区分の詳細は、裏面をご覧ください。

令和7年度からの健康長寿センターの会議室等使用料区分

【一般料金】 一室一時間あたり50円

- 産業経済団体（商工会、農業協同組合、消費生活協同組合、医師会、建設業協会等）が、国、県、市の委託や補助金、交付金、負担金に基づく活動以外で利用する場合
- N P O法人、社会福祉法人等の非営利法人が、国、県、市の委託や補助金、交付金、負担金に基づく活動以外で利用する場合
- **自主学習団体（サークル）が活動を行う場合**
- その他次の「使用料減免」に該当しない、健康長寿センターの目的に沿った活動(福祉の向上、健康の増進、世代間交流)を行う場合

【使用料減免】 無料

- 市、市の機関又は当該施設の管理運営団体が利用する場合
- 市内の保育園、幼稚園等の就学前の教育・保育施設、小・中・義務教育学校及び高等学校が保育・教育活動を行うために利用する場合
- 国、県、他自治体が利用する場合
- 社会教育地域団体（学校PTA、子ども会・育成会、体育協会（スポーツ少年団等構成団体を含む）等）が利用する場合
- 社会福祉地域団体（婦人会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会等）が利用する場合
- 地域コミュニティ団体が利用する場合
- その他公共的地域団体（自治会、消防後援会、消防団等）が利用する場合
- 文化芸術振興団体（郷土芸能保存会、文化協会の場合はその構成団体を含む）が利用する場合
- 産業経済団体（商工会、農業協同組合、消費生活協同組合、医師会、建設業協会等）が、国、県、市の委託や補助金、交付金、負担金に基づく活動を行う場合
- N P O法人、社会福祉法人等の非営利法人が国、県、市の委託や補助金、交付金、負担金に基づく活動を行う場合

【割増料金】 一室一時間あたり200円

- 営利を目的として利用する場合
- 市民以外が利用する場合